

豊丘村体育施設使用料の減免基準

(村民体育館、村民グラウンド、スポーツ館、テニスコート、小中学校体育施設)

【無料団体】	国・県・豊丘村、豊丘村消防団、分団及び各班、豊丘村赤十字奉仕団、区、自治会、公民館、分館、村内小中学校（部活、クラス会、PTA、保護者会）、村内保育園
---------------	---

【減免団体】	利用する内容	団体名（例）
100%減額	豊丘村または豊丘村教育委員会が共催する事業。	
	コミュニティの醸成で地域の振興に寄与する、村内の団体の利用。	婦人会、老人会、高齢者クラブ、こども会、青年会、公民館登録グループ
	教育の振興や青少年の健全育成、スポーツ振興で地域の振興に寄与する、村内の団体の利用。	児童クラブ、豊丘村体育協会、体協加盟団体、NPO 法人総合型地域スポーツクラブ
	地域の安全確保などで地域の振興に寄与する、村内の団体の利用。	
	障がい者の社会参加の促進や障がい者福祉の増進の観点から、地域振興に寄与する村内の団体の利用。	豊丘村社会福祉協議会、慈恵園、こぶし園、信濃こぶし会
	上記の者が属する組織が主催する事業で、特に公益性が高いと認める利用。	
50%減額	豊丘村または豊丘村教育委員会が後援する事業。	
	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されている団体の利用。	

《有料となる利用（例）》

- ◎高等学校の授業、行事、部活等で利用する場合。
- ◎「村外」の保育園・小学校等が保育・教育活動等の一環としてその管理下で利用する場合。
- ◎減免団体に所属する個人やグループが、自分たちの趣味、体育、交流として利用する場合。
- ◎自立した団体が、自らの団体活動のために利用する場合。